

答申情第213号

令和8年2月17日

京都市長様

京都市情報公開・個人情報保護審議会

会長 北村 和生

(事務局 総合企画局デジタル化戦略推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和7年2月28日付け都建指第125号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

京都市建築審査会令和6年度第1号及び第3号審査請求事件に関する文書に係る公文書一部公開決定事案（諮問情第336号）

1 審議会の結論

処分庁が行った公文書一部公開決定処分は、妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和6年12月13日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、京都市建築審査会「令和6年度第1号審査請求事件及び第3号事件」における審査請求書、弁明書、反論書等の審査会提出書類一式（証拠方法により提出された書類を含む）及び当該審査会の議事録の公開を請求した（以下「本件請求」という。）。
- (2) 処分庁は、本件請求に係る公文書が大量であり、かつ公開、非公開の判断に時間を要し、条例第11条第1項に規定する期間内に決定することができないことから、条例第11条第2項の規定により令和6年12月27日付けで公開決定等の期限を延長する旨を審査請求人に通知した。
- (3) 処分庁は、本件請求に係る公文書として、本件請求に係る公文書を特定したうえ、「甲第2号証」、「甲第6号証」ないし「甲第8号証」、「甲第12号証」、「甲第14号証」、「甲第17号証」ないし「甲第22号証」、「乙第1号証」、「乙第2号証」、「乙第7号証」ないし「乙第14号証」について公文書公開決定処分を行うとともに、「審査請求書（2024年6月27日）」（以下「本件公文書1」という。）、「甲第1号証」、「甲第3号証」ないし「甲第5号証」、「甲第9号証」（以下「本件公文書2」という。）、「甲第10号証」（以下「本件公文書3」という。）、「甲第11号証」（以下「本件公文書4」という。）、「甲第13号証」、「甲第15号証」（以下「本件公文書5」という。）、「甲第16号証」、「審査請求書の補正書（2024年7月4日）」、「弁明書」、「反論書」、「弁明書（2）」、「乙第3号証」ないし「乙第6号証」、「進行に関する意見書（2024年10月10日）」、「審査請求書（2024年10月17日）」、「弁明書（3）」、「書類の提出について」（以下「本件公文書6」という。）、「弁明書（3）の補充について」、「物件提出要求申立書」（以下「本件公文書7」という。）、「審査請求書の補正書（2024年11月21日）」、「口頭審査の参加者出席報告書」（以下「本件公文書8」という。）、「出席予定者名簿」、「反論書（2）」、「陳述の要旨」、「進行に関する意見書（2024年12月5日）」、「令和6年度第1号審査請求事件京都市建築審査会令和6年度第4回会議議事録」（以下「本件公文書9」という。）、「令和6年度第1号審査請求事件京都市建築審査会令和6年度第5回会議議事録」（以下「本件公文書10」という。）、「令和6年度第1号、第2号及び第3号審査請求事件京都市建築審査会令和6年度第6回会議議事録」（以下「本件公文書11」という。）（以下まとめて「本件公文書」という。）について公文書一部公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和7年1月30日付けで、その旨及びその理由を次のとおり審査請求人に通知した。

公文書の一部を公開しない理由

「審査請求書（2024年6月27日）」

審査請求人の氏名、郵便番号、住所、住居の位置その他審査請求人に係る記述については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第1号に該当）

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

「甲第1号証」

個人の氏名、住所及び電話番号については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人が識別されるため。(条例第7条第1号に該当)

法人担当者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

「甲第3号証」及び「甲第4号証」

法人担当者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

「甲第5号証」

陳情者の氏名、住所及び連絡先については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

陳情者の個人印の印影については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人が識別されるとともに、公にすることにより、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)

陳情者の団体印の印影については、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるととともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「甲第9号証」

個人の氏名、住所、電話番号その他個人に係る記述については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

個人印の印影については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人が識別されるとともに、公にすることにより、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第1号及び第4号に該当)

「甲第10号証」

個人の氏名及び個人に係る記述については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

団体の振込先口座情報については、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるととともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

団体の担当者の氏名及び電話番号については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

「甲第11号証」

個人の氏名及び個人に係る記述については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

団体の担当者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため（条例第7条第1号に該当）

団体印の印影については、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

「甲第13号証」

請求人及び一級建築士の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第1号に該当）

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

「甲第15号証」

審査請求人に係る記述については、個人に関する情報であって、情報そのものにより又は他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第1号に該当）

開発審査会委員の個人印の印影については、公にすることにより、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第4号に該当）

「甲第16号証」

意見書の陳情者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人が識別されるため。（条例第7条第1号に該当）

意見書の団体印の印影については、公にすることにより、当該団体の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

「審査請求書の補正書（2024年7月4日）」

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

「弁明書」

審査請求人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第1号に該当）

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第7条第3号及び第4号に該当）

「反論書」

審査請求人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第7条第1号に該当）

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位そ

の他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「弁明書(2)」

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「乙第3号証」、「乙第4号証」、「乙第5号証」、「乙第6号証」

設計者の印影は、公開することにより、当該設計者の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「進行に関する意見書(2024年10月10日)」

審査請求人及び参考人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「審査請求書(2024年10月17日)」

審査請求人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「弁明書(3)」

審査請求人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な権利を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「書類の提出について(2024年11月6日)」

法人担当者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため(条例第7条第1号に該当)

法人の電話番号は、当該法人が限られた一定の者に対してのみ明らかにしている内部管理に属する事項に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第3号に該当)

本審査請求事件の処分「第●●-24003352」及び「第●●-24028539」に係る全ての建築物(計22)の最新の平面図及び立面図については、建築審査会からの要請を受けて、

公にしないとの条件付きで処分庁から任意に提供されたものであって、既に公にされているものを除き、当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるため。(条例第7条第3号に該当)

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「弁明書(3)の補充について」

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「物件提出要求申立書(2024年11月13日)」

審査請求人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

京都市建築紛争調停に係る資料については、公開することにより委員会での円滑な審議や意思決定が不当に損なわれ、委員会の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。(条例第7条第5号に該当)

「審査請求書の補正書(2024年11月21日)」

審査請求人の氏名及び住所については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「口頭審査の参加者出席報告書」

法人担当者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため(条例第7条第1号に該当)

役職名については、個人に関する情報であって、情報そのものにより特定の個人が識別されるものであるとともに、公開することにより、当該法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。(条例第7条第1号及び第3号に該当)

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。(条例第7条第3号及び第4号に該当)

「出席予定者名簿」

審査請求人及び参考人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。(条例第7条第1号に該当)

「反論書（２）」

審査請求人の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第 7 条第 1 号に該当）

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第 7 条第 3 号及び第 4 号に該当）

「陳述の要旨」

法人印の印影については、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第 7 条第 3 号及び第 4 号に該当）

「進行に関する意見書（２０２４年１２月５日）」

審査請求人、一級建築士及び研究者の氏名については、個人に関する情報であって、公開することにより特定の個人を識別することができるため。（条例第 7 条第 1 号に該当）

弁護士印の印影については、公にすることにより、当該事業を営む個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとともに、犯罪の予防等その他公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。（条例第 7 条第 3 号及び第 4 号に該当）

「令和 6 年度第 1 号審査請求事件京都市建築審査会令和 6 年度第 4 回会議議事録」、「令和 6 年度第 1 号審査請求事件京都市建築審査会令和 6 年度第 5 回会議議事録」、「令和 6 年度第 1 号、第 2 号及び第 3 号審査請求事件京都市建築審査会令和 6 年度第 6 回会議議事録」

議事録については、公開することにより委員会での円滑な審議や意思決定が不当に損なわれ、審査会の適正な業務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。（条例第 7 条第 5 号に該当）

- (4) 審査請求人は、令和 7 年 1 月 30 日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第 2 条の規定により、本件処分のうち次の非公開とした部分の取消しを求める審査請求をした。

「審査請求書（２０２４年 6 月 27 日）」

41 頁 本文 5 行目「審査請求人 」以外及び 81 頁、82 頁（以下「本件非公開部分 1」という。）

「甲第 9 号証」

「水田面積」、「作付面積」、「収量等級」、「転作面積」、「水稻品種名・転作作物名」、「合計」（以下「本件非公開部分 2」という。）

「甲第 10 号証」

「貴家の水量」（以下「本件非公開部分 3」という。）

「甲第 11 号証」

金額及び「水料」括弧内（以下「本件非公開部分 4」という。）

「甲第 15 号証」

3 頁（11）及び 10 頁 1・2・4・5 行目（以下「本件非公開部分 5」という。）

「書類の提出について（2024年11月6日）」
「平面図及び立面図の写し」17、19～30枚目（以下「本件非公開部分6」という。）

「物件提出要求申立書（2024年11月13日）」
「添付別紙」1～3頁（以下「本件非公開部分7」という。）

「口頭審査の参加者出席報告書」
「役職」3箇所及び同委任状「役職」3箇所（以下「本件非公開部分8」という。）

「令和6年度第1号審査請求事件 京都市建築審査会令和6年度第4回会議議事録」
「議事事項」（以下「本件非公開部分9」という。）

「令和6年度第1号審査請求事件 京都市建築審査会令和6年度第5回会議議事録」
「議事事項」（以下「本件非公開部分10」という。）

「令和6年度第1号、第2号及び第3号審査請求事件 京都市建築審査会令和6年度第6回会議議事録」
「議事事項」（以下「本件非公開部分11」という。）

3 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書及び審議会における職員の説明によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市建築審査会について

京都市建築審査会とは、建築基準法に規定する同意及び同法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決を行うとともに、京都市の諮問に応じて、同法の施行に関する重要事項を調査審議する附属機関である。

(2) 本件公文書について

本件公文書は、令和6年6月27日及び令和6年10月17日に京都市建築審査会に対して提出された、建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく確認処分の取消しを求める審査請求に係る書類である。

(3) 本件公文書1が条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書1のうち、41頁本文5行目「審査請求人 」以外に関しては、本件公文書1に係る審査請求人である個人の特定に係る情報が記載されている。本件記述と本件公文書1や本件処分で公開した公文書のその他の記述を照合することにより特定の個人を識別することができる。また、本件公文書1のうち、81頁、82頁には、本件公文書1に係る審査請求人の居住地を示す住宅地図が掲載されている。一部の審査請求人の自宅にマーキングがなされていることから、その一部だけを非公開としても審査請求人の居住の範囲や居住地が容易に識別されてしまうため、住宅地図全体を非公開としたものである。

以上の理由から、本件非公開部分1は、条例第7条第1号に該当するものとする。

- (4) 本件公文書2ないし本件公文書4が条例第7条第1号に該当することについて
本件公文書2ないし本件公文書4は、いずれも本件公文書1に係る証拠資料である。本件公文書2は、本件公文書1に係る審査請求人が京都府農業共済組合に提出した届出の控えであり、本件公文書3及び4は、同審査請求人の耕作用水料に係る資料である。これらは、当該個人の耕地の所在地や水田面積等の情報が記載されている。本件記述と客観的な事実を合わせることでにより特定の個人を識別することができることから、本件非公開部分2ないし本件非公開部分4は、条例第7条第1号に該当するものとする。
- (5) 本件公文書5が条例第7条第1号に該当することについて
本件公文書5には、本件公文書5に係る審査請求人672を特定し得る記述が記載されている。本件記述とその前後の記述や客観的な事実を合わせることでにより、特定の個人を識別することができることから、本件非公開部分5は、条例第7条第1号に該当するものとする。
- (6) 本件公文書6が条例第7条第3号に該当することについて
本件公文書6には、「第●●-24003352」及び「●●-24028539」に係る全ての建築物（計22）の最新の平面図及び立面図が含まれている。これらは、京都市建築審査会からの要請を受けて、公にしないと条件付きで、本件公文書6に係る処分庁である●●株式会社（以下「当該法人」という。）から任意に提供されたものであって、公にすることは当該法人の秘密保持義務を侵害し、第三者のプライバシーや図面を作成した設計者の著作権を侵害するおそれ等がある。したがって、本件非公開部分6は条例第7条第3号に該当するものとする。
なお、本件公文書6のうち、既に公になっている図面に関しては、公開したことを申し添える。
- (7) 本件公文書7が条例第7条第5号に該当することについて
本件公文書7は京都市建築紛争調停に係る情報である。京都市建築紛争調停は、「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に基づき、関係当事者が調停の申出をすることができ、調停の手続は、公開しないものと規定されている。これは、紛争の実情を明らかにし、当事者が率直に意見を述べ合うことを可能とするためである。非公開の審議情報を公表事項とすることは、関係当事者及び調停委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれが生じる。したがって、自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、本件非公開部分7は条例第7条第5号に該当するものとする。
- (8) 本件公文書8が条例第7条第3号に該当することについて
本件公文書8には、本件公文書8に係る処分庁である当該法人の役職名が記載されている。審査請求人から本件請求があったことから、当該法人へ確認したところ、確認日時点において、非公開とした役職については、いずれも1名しか当該役職に就いていないとのことであったため、その役職名を明らかにすることにより、特定の個人が識別されるものであるとともに、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件非公開部分8は条例第7条第1号及び第3号に該当するものとする。
- (9) 本件公文書9ないし11が条例第7条第5号に該当することについて
本件公文書9ないし11は、京都市建築審査会の議事録であり、いずれも非公開の場で審議を行ったものである。非公開の審議情報を公表事項とすることは、委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。これにより、今後、委員が自らの責任と判断において発言し、論議を行うなど自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、本件非公開部分9ないし11は、条例第7条第5号に該当するものとする。
- (10) 以上のとおり、本件処分に違法又は不当な点はない。

5 審査請求人の主張

審査請求書によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 本件処分のうち処分庁が非公開とした2の(4)に記載の部分について、条例第7条各号に該当しない。

6 審議会の判断

当審議会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

(1) 本件公文書について

本件公文書は、令和6年6月27日及び令和6年10月17日に京都市建築審査会に対して提出された、建築基準法第6条の2第1項の規定に基づく確認処分の取消しを求める審査請求に係る書類である。

(2) 本件処分について

ア 処分庁は、本件公文書において非公開とした情報（審査請求人が本件処分の取消を求めている部分に限る）は、次のとおり条例第7条各号に該当すると主張する。

(ア) 本件公文書1が条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書1のうち、41頁本文5行目「審査請求人 」以外に関しては、本件公文書1に係る審査請求人である個人の特定に係る情報が記載されている。本件記述と本件公文書1や本件処分で公開した公文書のその他の記述を照合することにより特定の個人を識別することができる。

また、本件公文書1のうち、81頁、82頁には、本件公文書1に係る審査請求人の居住地を示す住宅地図が掲載されている。一部の審査請求人の自宅にマーキングがなされていることから、その一部だけを非公開としても審査請求人の居住の範囲や居住地が容易に識別されてしまうため、住宅地図全体を非公開としたものである。

以上の理由から、本件非公開部分1は、条例第7条第1号に該当するものとする。

(イ) 本件公文書2ないし本件公文書4が条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書2ないし本件公文書4は、いずれも本件公文書1に係る証拠資料である。本件公文書2は、本件公文書1に係る審査請求人が京都府農業共済組合に提出した届出の控えであり、本件公文書3及び4は、同審査請求人の耕作用水料に係る資料である。これらは、当該個人の耕地の所在地や水田面積等の情報が記載されている。本件記述と客観的な事実を合わせることで特定個人を識別することができることから、本件非公開部分2ないし本件非公開部分4は、条例第7条第1号に該当するものとする。

(ウ) 本件公文書5が条例第7条第1号に該当することについて

本件公文書5には、本件公文書5に係る審査請求人672を特定し得る記述が記載されている。本件記述とその前後の記述や客観的な事実を合わせることで、特定の個人を識別することができることから、本件非公開部分5は、条例第7条第1号に該当するものとする。

(エ) 本件公文書6が条例第7条第3号に該当することについて

本件公文書6には、「第●●-24003352」及び「第●●-24028539」に係る全ての建築物（計22）の最新の平面図及び立面図が含まれている。これらは、京都市建築審査会からの要請を受けて、公にしないと条件付きで、本件公文書6に係る処分庁である当該法人から任意に提供されたものであって、公にすることは当該法人の秘密保持義務を侵害し、第三者のプライバシーや図面を作成した設計者の著作権を侵害するおそれ等がある。したがって、本件非公開部分6は条例第7条第3号に該当するものと考ええる。

なお、本件公文書6のうち、既に公になっている図面に関しては、公開したことを申し添える。

(オ) 本件公文書7が条例第7条第5号に該当することについて

本件公文書7は京都市建築紛争調停に係る情報である。京都市建築紛争調停は、「京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例」に基づき、関係当事者が調停の申出をすることができ、調停の手続は、公開しないものと規定されている。これは、紛争の実情を明らかにし、当事者が率直に意見を述べ合うことを可能とするためである。非公開の審議情報を公表事項とすることは、関係当事者及び調停委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれが生じる。したがって、自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、本件非公開部分7は条例第7条第5号に該当するものと考ええる。

(カ) 本件公文書8が条例第7条第1号及び第3号に該当することについて

本件公文書8には、本件公文書8に係る処分庁である当該法人の役職名が記載されている。審査請求人から本件請求があったことから、当該法人へ確認したところ、確認日時点において、非公開とした役職については、いずれも1名しか当該役職に就いていないとのことであったため、その役職名を明らかにすることにより、特定の個人が識別されるものであるとともに、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあることから、本件非公開部分8は条例第7条第1号及び第3号に該当するものと考ええる。

(キ) 本件公文書9ないし11が条例第7条第5号に該当することについて

本件公文書9ないし11は、京都市建築審査会の議事録であり、いずれも非公開の場で審議を行ったものである。非公開の審議情報を公表事項とすることは、委員の発言内容について個別に批判されるなど、外部からの圧力や干渉等の影響を受けるおそれがある。これにより、今後、委員が自らの責任と判断において発言し、論議を行うなど自由で率直な意見の交換ができなくなることで、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあることから、本件非公開部分9ないし11は、条例第7条第5号に該当するものと考ええる。

イ 一方、審査請求人は、本件処分のうち処分庁が非公開とした2の(4)に記載の部分について、条例第7条各号に該当しないと主張する。

ウ 条例第7条第1号該当性について

条例第7条第1号は、プライバシーを中心とする個人の正当な権利利益の保護に最大限の配慮をするために、特定の個人を識別することができる情報等を原則として非公開とすることを定め

たものである。

(ア) 本件公文書1について

当審議会において、本件公文書1を見分したところ、本件非公開部分1には、本件公文書1に記載された審査請求人が所有している農地、使用している農業用水路の場所に関する記載や審査請求人の居住地を示す住宅地図が記載されていた。これらの情報は、農地や住宅所在地の不動産登記簿等と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるものである。よって、本件非公開部分1は、条例第7条第1号に該当すると認められる。

(イ) 本件公文書2ないし本件公文書4について

本件では、事案の性質上、本件公文書2ないし本件公文書4に記載された審査請求人の居住地域が特定されているところ、本件公文書2に記載された水田面積や転作面積、転作物名を公開すると、地積測量図や現地の状況等と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるものである。また、本件公文書3及び本件公文書4に記載された水料は、直ちに個人を識別することが可能となるものではないが、当該水料には単価が定められていることから、水料から耕作面積を割り出し、地積測量図等と照合することにより、特定の個人を識別することが可能となるものである。よって、本件非公開部分2ないし本件非公開部分4は、条例第7条第1号に該当すると認められる。

(ウ) 本件公文書5について

当審議会において、本件公文書5を見分したところ、本件非公開部分5には、審査請求人適格が認められるための特有の事情が具体的に記載されていた。当該特有の事情は、他の情報と照合することにより、当該事情を抱えている特定の個人を識別することが可能となるものである。また、当該特有の事情が公になることにより、本件公文書5に記載された審査請求人の権利利益を害するおそれが生じる可能性も否定できない。よって、本件非公開部分5は、条例第7条第1号に該当すると認められる。

(エ) 本件公文書8について

当審議会において、本件公文書8を見分したところ、本件非公開部分8には、株式会社●●の従業員の役職名が記載されていた。役職名は個人に関する情報ではないが、本件では特定の企業名が公開されていることから、当該情報と役職名を照合することによって、特定の個人を識別することが可能となるものである。よって、本件非公開部分8は、条例第7条第1号に該当すると認められる。

なお、処分庁は、本件非公開部分8について、同条第1号該当性以外にも条例第7条第3号該当性も主張するが、第1号に該当することが明らかであることから、第3号該当性の検討までは要しない。

エ 条例第7条第3号該当性について

条例第7条第3号は、法人その他の団体又は事業を営む個人（以下「法人等」という。）の営業の自由、公正な競争を保障するため、技術上のノウハウ、営業上の秘密等、公開することにより、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある情報について、非公開とすることを定めたものである。

(ア) 本件公文書6について

当審議会において、本件公文書6を見分したところ、本件非公開部分6には、「第●●-24003352」及び「第●●-24028539」に係る全ての建築物の最新の平面図及び立面図が記載されていた。また、処分庁に事情を確認したところ、本件公文書6は、京都市建築審査会からの要請を受けて、公にしないと条件付きで、本件公文書6に係る建築物の建築確認を行った当該法人から任意に提供された資料であるとの説明があった。一般に、建築物の平面図や立面図には、建築物の設計や施工に必要な具体的な技術情報やデザイン等の多くの情報が含まれており、当該情報には、技術上のノウハウ、営業上の秘密等、公開することにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある情報が含まれているといえる。本件公文書6が公にしないと条件付きで任意に提供された経過に鑑みても、本件非公開部分6は、条例第7条第3号アに該当すると認められる。

オ 条例第7条第5号該当性について

条例第7条第5号は、本市等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報の中には、行政としての意思決定前の段階の事項に係るものが少なからず含まれており、公にすることにより、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるなどの事態が生じ、公正かつ適正な意思決定が確保できなくなることがあり得るものについて、非公開とすることを定めている。

(ア) 本件公文書7について

当審議会において、本件公文書7を見分したところ、本件非公開部分7には、建築紛争調停案に係る情報が記載されていた。京都市中高層建築物等の建築等に係る住環境の保全及び形成に関する条例第26条では、「調停の手続きは、公開しない。」と規定している。一般に、調停が非公開となるのは、当事者が率直に意見を述べ、円滑な話し合いによる解決を促すためであるところ、調停案には当事者双方の主張が反映されており、これが公開されることになると、調停手続きにおいて当事者が率直な意見を述べることができなくなり、将来予定されている調停手続きに不当な影響を与えると判断せざるを得ない。よって、本件非公開部分7は、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(イ) 本件公文書9ないし本件公文書11について

当審議会において、本件公文書9ないし本件公文書11を見分したところ、本件非公開部分9ないし本件非公開部分11には、令和6年度第1号審査請求事件に係る京都市建築審査会委員の意見交換の具体的な内容が記録されていた。これらの意見交換は、非公開であることを前提として行われたものであることから、これが公開されることになると、今後の建築審査会において委員が率直な意見を述べることができなくなり、将来予定されている同種の審議、検討等に不当な影響を与えると判断せざるを得ない。よって、本件非公開部分9ないし本件非公開部分11は、条例第7条第5号に該当すると認められる。

(3) 結論

以上により、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和7年 2月28日 諮問

3月28日 諮問庁からの弁明書の提出

12月18日 諮問庁の職員の口頭理由説明（令和7年度第9回会議）

令和8年 2月17日 審議（令和7年度第11回会議）

※ 審査請求人から意見陳述の希望がなかったため、意見の聴取は行わなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 石塚 武志）